

# 確認しましょう！ 栃木県の最低賃金 時間額 826円

平成30年10月1日発効

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。  
一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。  
なお、特定の産業には、特定最低賃金が定められています。  
詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(☎028-634-9109)  
または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

## 事業者の皆さまへ 「働き方」が 変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施  
行されます

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じるよう関係法令が改正されます。

詳しくは、栃木労働局ホームページ「働き方改革関連法関係」  
(<https://site.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>)をご覧ください。

▼問合せ  
栃木労働局雇用環境均等室  
☎028-633-2795

## 11月は「とちぎ協働 推進月間」です

人口減少や高齢化により社会環境が変化するなか、企業・地域団体等、多様な主体が協働して活力に満ちた地域社会をつくり上げていくことが求められています。

11月は、社会貢献活動や協働について県民の皆さまに理解を深めていただく「とちぎ協働推進月間」です。

県内各地で県・市町やNPO等により、これらの取組みを推進するためのさまざまな協賛事業が実施されます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

▼問合せ 県県民文化課  
☎028-623-3422



## 相談

### 栃木県労働委員会による 労働相談会のお知らせ

▼日程 10月12日(金)午後1時～7時、13日(土)午前11時～午後5時

▼場所 福田屋ショッピングプラザ宇都宮店3階大催事会場前特設会場(宇都宮市今泉町237)

▼相談内容 労使関係のトラブル

▼対応者 栃木県労働委員会委員(弁護士等)

▼その他 費用無料、予約者優先(当日参加可)、相談時間1時間以内(目安)  
▼申込み・問合せ  
栃木県労働委員会事務局  
☎028-623-3337

## 全国一斉「女性の人権 ホットライン」 電話相談開設

法務省の人権擁護機関では、女性をめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的に、11月12日から18日までの1週間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間としました。強化週間中は、女性の人権問題に詳しい人権擁護委員が女性に対する配偶者・パートナー等からの暴力や職場等でのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等さまざまな相談について、時間を延長して電話で応じます。相談は秘密厳守となりますので、安心してご相談ください。

▼期間 11月12日(月)～18日(日)

▼時間 午前8時30分～午後7時(土日は、午前10時～午後5時)

▼実施機関 宇都宮地方法務局 栃木県人権擁護委員連合会

▼相談番号 ナビダイヤル  
☎0570-070-810

## 三士会法の日 無料相談会

▼日時 11月3日(土・祝)午前10時～午後3時

▼場所 大田原市総合文化会館 第2会議室

▼内容 土地家屋調査士、司法書士および行政書士の業務に関する相談

▼相談員 土地家屋調査士、司法書士および行政書士

▼相談料 無料(時間制限なし)  
※電話での事前予約はお受けしません。当日会場受付をしてください。また、必要に応じ相談に関する資料をお持ちください。

▼問合せ  
○栃木県土地家屋調査士会  
☎028-621-4734  
○栃木県司法書士会  
☎028-614-1122  
○栃木県行政書士会  
☎028-635-1411

